宗像市商工会
税務相談新聞

おかねの話

第14号
2014年5月発行
税務担当　緒方・入江・志水

どうして持ち家じゃないのに固定資産がかかるの？

　個人事業者の方は確定申告お疲れ様でした。
確定申告の前に、市役所で償却資産の申告を行われた方も多いのではないのでしょうか。
申告をされた方の中には、固定資産の納付通知が送られて来ている方もいらっしゃると思います。
「ウチは賃貸なのに、なんで固定資産？」と思う方もいらっしゃるかと思いますが、事業を営んでいる方は賃貸でも固定資産税の対象になるのです。
　難しい言い方になりますが、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。
地方税法第383条に定められており、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）について、1月31日までに償却資産の所在する市役所に申告する必要があります。

～どんな物が課税になるの？～

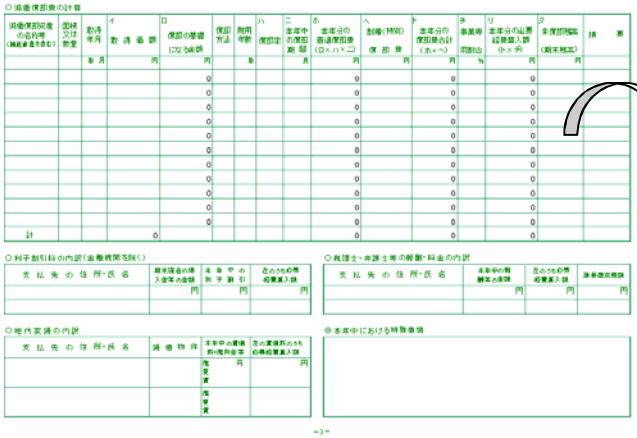

簡単に言えば、経費に上げている償却資産です。

青色申告をされている方であれば、3ページ（裏面上部）の様式に、減価償却費の計算について記載する表があると思います。エアコンや事務机、内装や外構工事など、ここに書かれるような10万円以上で購入した物が課税の対象になります。

ちなみに合計が150万円未満の場合は非課税です。
税金はかかりませんが、申告は必要となります。

（申告しなくていい物）
・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの
・営業権やソフトウエアなどの無形固定資産
・登記された土地、家屋

～申告しなかったらどうなるの？～

　昔は申告漏れが多かったのですが、最近は税務署に提出した書類について、市役所が閲覧をおこなえるようになりましたので、
開業した年には申告書が送られてくるようになりました。
税務調査と同じように、償却資産にも実地調査があります。
税務署に提出した決算書と、市役所に提出した申告書に異なる点があると、調査に入られる可能性が高くなります。
無申告に対しては罰金もありますし、過年度にさかのぼって課税されますので、正しく申告をしましょう。